

平成22年度補助金一覧表の公表による応答録について(8月31日まで)

質問項目	補助金全般	担当部局	企画部	政策推進課
【質問内容】				
・ 補助金というものは合併前も出ていたのか。				
【意見・提言】				
・ こんなに補助金を払っていることに驚いた。				
・ このままだと税金がいくらあっても足りないのではないか。				
【回答及び対応】				
・ 質問については、合併前も旧5市町村それぞれで補助金を出していたことを伝え、同時に村上市に限らず他の自治体でも補助金というものは出ていることを伝えました。				
・ また、これだけの額の補助金というものが出ていることを今まで知らなかったという話をいただき、それを知っていただくためにも今回公表をしたということ、財政のことも考えて、統一した補助金の交付基準を作り補助金の見直しをしているということ、公表を続けていくことで市民の皆さんにもその見直しの様子が伝わるようにしていくことを伝えました。				

質問項目	No.120 全国大会出場激励金	担当部局	教育部	スポーツ振興課
【質問内容】				
全国大会に出場が決まってから、申請すれば補助してもらえるものなのか？				
申請はどこにすればいいのか？支所でもできるのか？				
【回答及び対応】				
そのとおりです。				
申請書類の提出は、スポーツ振興課又は各事務所教育課スポーツ振興係に出していただきたい。				
村上地区以外のスポーツ振興係は、体育館にあります。村上地区は公民館になります。申請書類は、各事務所にもあるので、そちらでもらってください。				

質問項目	No.31 高齢者向け住宅整備費補助金	担当部局	福祉保健部	介護高齢課
【質問内容】				
高齢者向け住宅整備補助金について、自分の世帯が該当するのか？内容がどういう補助なのか？				
申請をして、補助交付決定を待たずに工事が可能か？				
この市報がなければ(補助を)知る機会がないのではないのか？				
【回答及び対応】				
高齢者が在宅で生活するため、段差の解消や手摺の設置、トイレの改修等を行うときに補助している。条件があり、世帯収入600万円未満であることや、介護保険の要介護認定を受けなくてはならない。工事の内容についても、事前に精査させていただいているので、工事すべてが該当するものではない。今年度は既に予算枠数の話をいただいているので、申請してすぐに補助は難しいと思うが、工事の時期を待ってもらえるならば、約束はできないが(補正予算対応で)補助をすることも可能になるかもしれない。ただ、介護認定をしていないとのことなので、条件には当てはまらないようだ。				
原則は申請 審査後 交付決定してからの工事となる。福祉的な要素もあり、低所得などで真に住宅改修の為に補助金が必要だとの方に交付しなければならず、補助金を得なくても改修できるとみなされてしまう。				
市のホームページにも載せているが、住宅のリフォームという点から建設業の方や介護保険の要介護認定ということからも、ケアマネージャー等に情報提供はしている。予算枠が少ないこともあり、広く一般にPRや募集などは行っていない。				